

【改正後】

当座勘定規定

1. ～7 (省略)

8. (手形、小切手用紙)

(1) 一般口

- ① 当組合（会）を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合（会）が交付した用紙を使用してください。
- ② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預貯金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
- ③ 前2項以外の手形または小切手については、当組合（会）はその支払をしません。
- ④ 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当組合（会）宛に連絡してください。

(削除)

- ⑤ 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- ⑥ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合（会）所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合（会）が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

(2) 専用約束手形口

- ① 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当組合（会）が交付した用紙を使用してください。
- ② 当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当組合（会）宛に連絡してください。

(削除)

(削除)

- ③ 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- ④ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合（会）所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当組合（会）が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

09. ～12 (省略)

13. (支払保証に代わる取扱い)

小切手の支払保証はしません。(削除)

14. ～32 (省略)

【改正前】

当座勘定規定

1. ～7 (省略)

8. (手形、小切手用紙)

(1) 一般口

- ① 当組合（会）を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合（会）が交付した用紙を使用してください。
- ② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預貯金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
- ③ 前2項以外の手形または小切手については、当組合（会）はその支払をしません。
- ④ 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当組合（会）宛に連絡してください。

⑤ 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。

⑥ 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。

⑦ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合（会）所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合（会）が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

(2) 専用約束手形口

- ① 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当組合（会）が交付した用紙を使用してください。
- ② 当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当組合（会）宛に連絡してください。

③ 手形用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。

④ 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。

⑤ 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。

⑥ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合（会）所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当組合（会）が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

9. ～12 (省略)

13. (支払保証に代わる取扱い)

小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当組合は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。

14. ～32 (省略)

【改正後】

【小切手用法】

- この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
- ～7（省略）

（削除）

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2				3		4			5		6	
漢数字	壹	弍	弓	弑	弒	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸

7			8		9		10		100			1,000			10,000	
七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

【約束手形用法】

- この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
- ～7（省略）

（削除）

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2				3		4			5		6	
漢数字	壹	弍	弓	弑	弒	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸

7			8		9		10		100			1,000			10,000	
七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

【改正前】

【小切手用法】

- この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
- ～7（省略）

8. 小切手用紙は、当組合（会）所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2				3		4			5		6	
漢数字	壹	弍	弓	弑	弒	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸

7			8		9		10		100			1,000			10,000	
七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

【約束手形用法】

- この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
- ～7（省略）

8. 手形用紙は、当組合（会）所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2				3		4			5		6	
漢数字	壹	弍	弓	弑	弒	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸

7			8		9		10		100			1,000			10,000	
七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

【改正後】

【為替手形用法】

1. この手形用紙を用紙のまま他人に譲り渡すことはしないでください。
2. ～9（省略）

（削除）

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2				3		4			5		6		
漢数字	壹	弍	弓	弑	弒	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	

7			8		9		10		100			1,000			10,000	
七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉金、円、圓(円の異体字)、億
 ※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

以 上
 (令和8年4月1日現在)

【改正前】

【為替手形用法】

1. この手形用紙を用紙のまま他人に譲り渡すことはしないでください。
2. ～9（省略）

10. 手形用紙は、当組合（会）所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2				3		4			5		6		
漢数字	壹	弍	弓	弑	弒	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	

7			8		9		10		100			1,000			10,000	
七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉金、円、圓(円の異体字)、億
 ※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

以 上
 (令和7年4月1日現在)

納税準備貯金規定

1. ～4（省略）

5.（貯金の払戻し）

(1) この貯金は、貯金者（または同居の親族）の租税納付にあてる場合にかぎり払戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当組合（会）がやむをえないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。

(2) この貯金を払戻すときは、当組合（会）所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当店に提出してください。

(3) 前項の払戻しの手続に加え、当該貯金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合（会）所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合（会）が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

(4) 租税納付のためにこの貯金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。

（削除）

(5) この貯金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当組合（会）所定の手続をしてください。なお、同日に数件の支払いをする場合に、その総額が貯金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合（会）の任意とします。

6. ～20（省略）

以上

（令和8年4月1日現在）

納税準備貯金規定

1. ～4（省略）

5.（貯金の払戻し）

(1) この貯金は、貯金者（または同居の親族）の租税納付にあてる場合にかぎり払戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当組合（会）がやむをえないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。

(2) この貯金を払戻すときは、当組合（会）所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当店に提出してください。

(3) 前項の払戻しの手続に加え、当該貯金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合（会）所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合（会）が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

(4) 租税納付のためにこの貯金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。ただし、当店で取扱うことのできない租税については納付先宛の組合振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。

(5) この貯金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当組合（会）所定の手続をしてください。なお、同日に数件の支払いをする場合に、その総額が貯金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合（会）の任意とします。

6. ～20（省略）

以上

（令和4年4月1日現在）